

令和7年8月28日

まちづくり委員会資料

道路空間の有効活用に向けた道路占用許可基準の一部改正
に伴うパブリックコメントの実施について

建設緑政局

道路空間の有効活用に向けた道路占用許可基準の一部改正について

令和7年8月28日
建設緑政局路政課

1 道路空間活用基本方針について

本市では、令和6年10月に川崎市道路空間活用基本方針を策定し、地域性を活かした官民連携による安全・快適な道路空間の活用を推進するため、道路空間活用の方向性を整理した。この度、当該方向性に基づき、ほこみち制度や都市再生特別措置法に基づく占用特例制度に対応するための道路占用許可基準を定める。

道路空間活用の方向性

- ◆安全で快適な歩行者中心の空間の創出◆
 - ・周辺と調和した歩行者中心の道路空間の形成
 - ・居心地が良く歩いて楽しめる道路空間の形成
 - ・立看板等の不法占用解消への対応や道路占用に係る条例、基準等の改正
- ◆地域性を活かした道路空間の活用◆
 - ・地域性に応じた取組の推進
 - ・まちづくりに関する計画や方針等との整合
 - ・地域課題の解決に資する取組の推進
- ◆官民連携による取組の推進◆
 - ・地域との合意形成
 - ・持続的な活用主体の確保

2 ほこみち制度等による特例占用の概要(参考)

(1) 各制度の概要

◆**道路法に基づく特例占用（ほこみち制度）**◆
歩行者が快適に滞在・回遊できる空間の整備を図る道路において、道路管理者が利便増進施設の適正かつ計画的な設置を誘導する区域を指定し、その範囲において、オープンカフェ、露店等の利便増進施設の占用を特別に認める制度



◆**都市再生特別措置法に基づく占用特例制度**◆

都市再生整備計画に位置付けた範囲で、道路管理者が指定した区域に設けられる利便増進施設の占用を特別に認める制度

利便増進施設の主なもの ※

	ほこみち	都市再生
広告塔、看板、食事施設、購買施設、貸自転車の自転車駐車器具	○	○
ベンチ、街灯、標識、旗など	○	—

※ 地域の賑わい創出を目的としたイベントのために一時的に設置するものであれば、ほこみち制度等による特例占用を用いることなく、占用可能。

(2) ほこみち制度を活用する流れ

事業者等からの提案

事前協議（警察、地元等）

道路・特例区域の指定

（必要に応じて）公募

占用許可申請

占用許可・占用料納付※

占用期間満了※

※**占用料**（近傍地価×使用料率÷12か月×面積×月数）

例：市役所本庁舎前に30m²のカフェを設置する場合

86,687円 = 1,387,000円 × 0.025 ÷ 12 × 30m² × 1月

※**占用期間**

5年以内（占用者を公募する場合は、20年以内）

3 道路占用許可基準の改正の目的・概要

川崎市道路空間活用基本方針に基づき、ほこみち制度等によって設置が想定される看板、食事施設、自転車駐車器具など道路利用者の利便を増進する施設に関する許可基準の特例を設ける。

道路占用許可基準

ほこみち制度等の特例基準（既存基準を緩和する基準の新設）

対象物件：利便増進施設

- ・広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・自転車を賃貸する事業の用に供する自転車駐車器具 など

4 特例基準(案)

(1) 国が定める基準の準用

国が定める都市再生特別措置法による特例占用の許可基準※1及びほこみち制度の許可基準※2を準用する。

※1 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成23年10月20日付け国土交通省国道第22号）」

※2 「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国土交通省国道第24号）」

(2) 許可基準の内容（一例）

オープンカフェなど食事施設・購買施設の主な基準

目的 主体 ・販売される物品又は提供されるサービスが一般的に派生する需要に対応したものであること。
・広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであること。

場所 ・道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けること。
・利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮し、占用許可の適否を判断すること。

構造 ・倒壊、落下その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないこと。
・道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため、構造を工夫して、必要最小限の規模とすること。
・爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）でないこと。
・悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するものでないこと。

5 今後のスケジュール

令和7年8月28日 まちづくり委員会（所管事務の報告）

～10月上旬 パブリックコメント

11月上旬 道路占用許可基準の改正・施行

（参考）12月議会 占用料徴収条例の改正・施行（食事施設等の占用料新設）

「道路占用許可基準改正案」に関する意見募集について

本市では、川崎市道路空間活用基本方針（令和6年10月策定）に基づき更なる道路空間の有効活用に取り組むため、ほこみち制度等に基づき設置が想定される看板、食事施設、自転車駐車器具など道路利用者の利便を増進する施設に関する許可基準案を策定しましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和7年9月4日（木）～10月3日（金）

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、期間内の午前8時30分から午後5時15分までにお持ちください。
ただし、土日祝日、年末年始は除きます。

2 資料の閲覧場所

（1）建設緑政局道路河川管理部路政課（川崎市役所本庁舎16階）

（2）各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館

（3）かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）

（4）市ホームページ

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、市ホームページのフォームメールで御意見をお寄せください。御意見には、題名、氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を記入してください（書式は自由）。

（1）郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課

（2）FAX

044-200-3978（建設緑政局道路河川管理部路政課）

（3）ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

4 その他

※ 意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。

※ お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページ等で公表します。

問合せ先

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課

T E L : 044-200-2813 F A X : 044-200-3978

道路占用許可基準の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○道路占用許可基準</p> <p style="text-align: center;">平成3年4月1日告示第100号</p> <p>改正</p> <p>平成15年7月8日告示第317号 平成19年12月19日告示第700号 平成22年3月1日告示第93号 平成30年12月20日告示第672号 令和元年11月25日告示第376号 令和7年**月**日告示第***号</p> <p>道路占用許可基準</p> <p>第1から第35まで (略)</p> <p><u>(道路法施行令第16条の2各号に掲げる歩行者利便増進施設等)</u></p> <p><u>第36 第2、第5、第7、第8、第10、第11、第13、第19、第21から第23まで、第26から第29まで及び第35の基準にかかわらず、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国土交通省国道利第24号）」による。</u></p> <p><u>(都市再生特別措置法施行令第17条各号に掲げる施設等)</u></p> <p><u>第37 第2、第5、第7、第21から第23まで、第26から第29まで及び第35の基準にかかわらず、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成23年10月20日付け国土交通省国道利第22号）」による。</u></p> <p>第38 第1から第37までの基準によりがたいと認められる場合は、そのつど市長が定める。</p>	<p>○道路占用許可基準</p> <p style="text-align: center;">平成3年4月1日告示第100号</p> <p>改正</p> <p>平成15年7月8日告示第317号 平成19年12月19日告示第700号 平成22年3月1日告示第93号 平成30年12月20日告示第672号 令和元年11月25日告示第376号</p> <p>道路占用許可基準</p> <p>第1から第35まで (略)</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>第36 第1から第35までの基準によりがたいと認められる場合は、そのつど市長が定める。</p>

国道利第24号
国道環第79号
令和2年11月25日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路政課長
環境安全・防災課長

歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）が令和2年5月27日に公布され、同年11月25日から施行された。また、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号。以下「整備政令」という。）が同日から施行された。

改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第33条第2項第3号の規定により、法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）であって、法第48条の20第1項の規定に基づき道路管理者が指定した歩行者利便増進道路（法第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設置されるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用許可については、いわゆる無余地性の基準の適用を除外することができるとする許可基準の特例が設けられた。利便増進誘導区域の指定及び当該特例の運用については下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

第1 利便増進誘導区域の指定

道路管理者は、以下により利便増進誘導区域を指定するものとする。

1 基本方針

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として、以下の要件を満たす場所を指定する。

なお、地域の実情等に応じて、既に実施されている交通規制により歩行者の円滑な通行が確保される道路や上空通路、地下通路、道路予定区域などの道路空間についても利便増進誘導区域として指定できるものとする。

(1) 歩行者の通行のための幅員の確保

ア 歩道に利便増進誘導区域を指定する場合

道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第11条第3項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上）を確保した上で、区域を指定するものとする。

イ 自転車歩行者道に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第10条の2第2項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、4m以上、その他の道路にあっては3m以上）を確保した上で、区域を指定するものとする。

ウ 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第39条第1項及び第40条第1項に規定する幅員（自転車歩行者専用道路については4m、歩行者専用道路については2m）を確保した上で、区域を指定するものとする。

(2) 占用許可に係る基準への適合

利便増進誘導区域の指定に際しては、占用が具体的に見込まれる歩行者利便増進施設等の占用許可に係る場所の基準に適合する場所を指定することにより、当該区域内における個々の占用許可の審査の合理化を図ることができるところから、原則として、次に掲げる基準に適合する場所を指定するものとする。

ア 占用が見込まれる歩行者利便増進施設等が地面に接する場合には、その部分が車道以外の道路の部分であること。

車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

なお、地面に接する部分が歩道であるとき、その場所は歩道内の車道に近接する部分に限られないことに留意すること。

イ 交差点等の地上でないこと。

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上を利便増進誘導区域として指定

- しないこととする。
- ウ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等が利便増進誘導区域に含まれる場合には、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた場所であること。
- エ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

2 警察署長との協議（法第33条第3項関係）

利便増進誘導区域の指定に当たっては、以下の書面を用い、事前に当該区域を管轄する警察署長に協議することとし、歩行者交通量の増加や歩行者動線の変化、歩行者と車両の交錯の増加に伴い必要となる交通事故防止策、歩行者利便増進施設等の設置に伴う道路使用許可への対応等、当該区域における道路交通への影響について調整することとする。

- ① 道路台帳の図面に利便増進誘導区域の範囲を示したもの及びその断面図等
- ② 歩行者交通量調査結果（歩道等の必要となる有効幅員を確認するため）
- ③ 利便増進誘導区域に指定する場所及び沿道等周辺の状況が分かる写真等の資料（車両出入口の配置や店舗等の立地状況を確認するため）
- ④ 想定される歩行者利便増進施設等及びその配置イメージを示した資料

3 指定の公示（法第33条第4項関係）

道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を公示するものとし、別添の利便増進誘導区域公示例により事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方針により、これを行うものとする。公示期間は、原則として、公示の日の翌日から30日間とする。

利便増進誘導区域の変更又は解除に伴う公示手続も同様とする。

第2 歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱い

歩行者利便増進施設等の道路占用については、次のとおり取り扱うこととする。

1 通則

(1) 歩行者利便増進施設等

整備政令による改正後の道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第16条の2の規定により、歩行者利便増進施設等は、法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、次のものをいう。

なお、アからオまでに掲げる工作物、物件又は施設のうち、カ(ア)及び(ウ)に該当しないものであっても、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられることは妨げられるものではないことに留意すること。

- ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下「景観形成広告塔等」という。）
- イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの（以下「ベンチ等」という。）
- ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの（以下「標識等」という。）
- エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）
- オ 令第 11 条の 10 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの（以下、単に「自転車駐車器具」という。）
- カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの（以下「イベント施設等」という。）
 - (ア) 広告塔その他これに類する工作物
 - (イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設（以下「露店等」という。）
 - (ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(2) 方針

歩行者利便増進施設等を設置するための道路占用で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

- ア 利便増進誘導区域内に設けられるものであること。
- イ 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられること。
- ウ 法第 33 条第 1 項の政令（第 9 条から第 16 条まで）で定める基準に適合すること。

なお、歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域外における道路の占用及び利便増進誘導区域内の歩行者利便増進施設等以外のための道路の占用については、一般的な道路の占用として取り扱われ、これが妨げられるものではないことに留意すること。

2 歩行者利便増進施設等の占用許可に係る基準

道路管理者は、歩行者利便増進施設等の占用許可申請を受けた場合、原則として、次に掲げる基準に適合することを確認した上で、許可の適否を判断するものとする。

(1) 占用の場所（令第 10 条、第 11 条の 7 及び第 11 条の 10 関係）

第 1 の 1 (2) に掲げる基準に適合する場所を利便増進誘導区域に指定することにより、歩行者利便増進施設等が利便増進誘導区域内に設けられることが確

認められれば、これらの基準を満たすものと取り扱うことができるものである。

したがって、歩行者利便増進施設等の占用の場所については、利便増進誘導区域内であることを確認した上で、次のとおり取り扱うこととする。

ア 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

歩行者利便増進施設等（看板、ひさし等）を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させることとする。

イ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等に食事施設等及び露店等を設置する場合は、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、上空通路、地下通路等は、本来、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するため占用が認められるものであり、食事施設等及び露店等を通路等の内部に二次占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

（2）構造（令第12条関係）

歩行者利便増進施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくすること。

歩行者利便増進施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、歩行者利便増進施設等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。景観形成広告塔等については、音声を用いたものではないこと。

イ 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

歩行者利便増進施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

ウ 維持、更新等の作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

エ 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等並びにイベント施設等のうち広告塔、看板、旗ざね、幕及びアーチ（以下「イベント用広告塔等」という。）については、歩行者が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないこと。

オ 景観形成広告塔等及びイベント用広告塔等については、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。

車道寄りの場所に設置する場合、表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導

して脇見運転を惹起させるものではないこと。

カ 食事施設等及びイベント施設等については、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

次に掲げる事項に該当する食事施設等及びイベント施設等の占用は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(3) 占用主体

歩行者利便増進施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び歩行者利便増進施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体になることができないものとする。

(4) 占用許可の条件

歩行者利便増進施設等の占用許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

ア 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

イ 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等及び広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと

ウ 食事施設等及び露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(5) その他

歩行者利便増進施設等の占用の許可を行うに当たっては、次の点に留意することとする（ア及びイにあっては、食事施設等及び露店等の場合に限る。）。

ア 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

イ 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

ウ 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管

理がなされるものであること。

3 一般的な占用許可基準の適用除外

歩行者利便増進施設等の占用許可に当たっては、それぞれ次に掲げる通知の規定は適用しないこととする。

(1) 景観形成広告塔等

「指定区間内的一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」
(昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 52 号) 別紙「指定区間内的一般国道における路上広告物等の占用許可基準」(以下「路上広告物等の占用許可基準」という。) のうち、第 4 (2) 及び(3)イ (高架構造 (横断歩道橋を含む。) に限る。) 、第 5 、第 6 (2) 後段及び(3) (反射材料式に係る部分を除く。) 並びに第 7 (3) 及び(4)

(2) ベンチ等

「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成 6 年 6 月 30 日付け建設省道政発第 32 号) のうち、記 I 2 (2) 及び 4 (1) 並びに II 2 (2) 、 3 (4) 、 4 (1) 及び 5

(3) 標識等

路上広告物等の占用許可基準のうち、第 4 (2) 並びに(3)イ、ヘ (橋 (長さ 20m 以下のものを除く。) 及びトンネルの前後それぞれ 10m の区域内に限る。) 及びト (踏切道の前後それぞれ 10m の区域内に限る。) 、第 5 、第 6 (2) 後段及び(3) (反射材料式に係る部分を除く。) 並びに第 7 (3) 及び(4)

(4) 食事施設等

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成 23 年 10 月 20 日付け国道利発第 20 号) 別紙「食事施設等の占用許可基準等について」のうち、2 (1) 、 5 及び 7 (3)

(5) 自転車駐車器具

「道路法施行令の一部改正について」(平成 18 年 11 月 15 日付け国道利第 31 号) 別紙「自転車、原動機付自転車、二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」のうち、1 、 2 及び 3 (1)イ

(6) 広告塔等

路上広告物等の占用許可基準のうち、第 4 (2) 並びに(3)イ (高架構造 (横断歩道橋を含む。) に限る。) 及びヘ (橋 (長さ 20m 以下のものを除く。) 及びトンネルの前後それぞれ 10m の区域内に限る。) 、第 5 、第 6 (2) 後段及び(3) (反射材料式に係る部分を除く。) 並びに第 7 (3) 及び(4)

4 占用料の取扱い

歩行者利便増進施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力 (占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給

など)が行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額するものとする。ただし、この減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない。

【別添】

年 月 日

(道路管理者)

利便増進誘導区域の指定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により下記のとおり公示する。
その関係図面は、令和〇年〇月〇日から、30 日間一般の縦覧に供する。

記

1. 利便増進誘導区域の指定日
2. 道路の種類及び路線名
3. 利便増進誘導区域として指定する場所（別紙参照）
4. 図面縦覧場所

（記載要領）

- 1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。
- 2 利便増進誘導区域として指定する場所を、都道府県、市区町村及び地番等のみによつては正確に記載しがたいときは、別紙として付す図面の着色した範囲等により示すものとする。

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて
(平成23年10月20日国道利第22号国土交通省道路局路政課長通達)

最終修正：平成28年9月1日国道利第9号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）が平成23年4月27日に公布され、また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号。以下「整備政令」という。）が平成23年10月19日に公布され、道路関係規定については平成23年10月20日から施行されることとなった。

改正法による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生特措法」という。）においては、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができるとして許可基準の特例が創設されるとともに、特定都市道路（都市再生特措法第36条の3第1項に規定する特定都市道路をいう。以下同じ。）については、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）の認可を受ければ建築物を設けることが可能となった。

これらのうち、都市再生特措法第62条等に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙1「都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号。以下「特措法施行令」という。）第16条に列挙された工作物、物件又は施設（以下「都市再生工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙2「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

また、特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路の占用の許可に係る運用及び許可基準については別紙3「特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について」のとおりとする。

都市再生特措法に係る占用の許可に当たっては、別紙1から別紙3の事項に十分留意し、その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあっては都市再生工作物等が占用されることにより生ずる都市の再生に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、都市再生工作物等が道路区域に設置されることが望ましいといえる場合があることから、厳格な手続を定めた上で無余地性の基準を除外したものであることから、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のとおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

別紙1

都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

(1) 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて都市再生整備計画に記載することができることとされている。（都市再生特措法第46条第10項）

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得なければならないことから、道路管理者は市町村からの協議に対応することとなる。（都市再生特措法第46条第11項）

(2) 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は当該都市再生整備計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

(3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要領の策定を行うものとする。

(4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。

(5) 道路占用許可手続（道路法第32条）

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

(6) 占用の終了及び原状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用主体は道路を原状に回復しなければならない。

2 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村から占用特例に係る記載の協議があった場合には、特例道路占用区域を指定して無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断すること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置方策が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

協議の同意を行うに際しては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占用特例を適用して許可した占用に関し、都市再生整備計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があること。
- 3 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）
- (1) 特例道路占用区域の検討
占用特例を適用して設置しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。
- (2) 市町村からの意見聴取
市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものかどうかについて意見を聞くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。
- (3) 警察署長への協議
道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法第77条第1項に規定する道路使用の許可を道路占用許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該地域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- (4) 特例道路占用区域を指定する際の指定の区域及び施設等の種類の公示
道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、①都市再生特措法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨、②特例道路占用区域（図面）、③当該特例道路占用区域に設けることのできる都市再生工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。
- 4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定
特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占用主体の選定基準及び都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。）の案の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。都市再生整備計画を策定する際に設置される市町村都市再生整備協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。
なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の者が占用を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。
- 5 提案の募集及び選定委員会による審議
提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。
提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求ること。
- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
(2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
(3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると

判断されるもの

6 道路占用許可手続（道路法第32条及び都市再生特措法第62条第5項）

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占用許可手続を行うこと。申請者から占用許可申請書を受ける際には、必ず、申請書に都市再生特措法第46条第10項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すこと。

- (1) 占用主体より申請時に添付された都市再生特措法第46条第10項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること。

7 道路占用の終了及び原状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記4から6の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占用することとなった場合、従来の占用主体に対し原状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

別紙2

占用特例を適用する際の占用許可基準等について

第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下、「景観形成廣告塔等」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成廣告塔等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、景観形成廣告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内的一般国道における路上廣告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内的一般国道における路上廣告物等の占用許可基準」第4（2）及び（3）イ（高架構造（横断歩道橋を含む。）に限る）、第5、第6（2）後段及び（3）（反射材料式に係る部分を除く。）、第7（3）及び（4）の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成廣告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

景観形成廣告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（特措法施行令第21条第1号）

景観形成廣告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成廣告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成廣告塔等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第10条第1号ロ）

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占用者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。(特措法施行令第21条第2号)

景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

食事施設等（道路法施行令第7条第8号に掲げる施設。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）別紙「食事施設等の占用許可基準等について」中2（1）、5及び7（3）の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の都市再生整備計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

第三 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第11条の9第1項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすること

としたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1及び2の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

別紙3

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について

1 概要

都市再生緊急整備地域内において都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区に関する都市計画に、道路（都市計画において定められた計画道路を含む。）の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用できる区域（重複利用区域）を定め、かつ、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めることにより、重複利用区域内の道路（特定都市道路）については道路内建築制限に係る規制が適用しないものとされた。

2 都市再生特別措置法に基づく手続

特定都市道路の上空に施設等の設置をするため必要な手續については、次のとおりとする。

(1) 都市再生緊急整備地域の指定（都市再生特措法第4条第1項第3号）

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域について、都市再生特措法第3条で規定する都市再生本部が都市再生緊急整備地域として指定する政令を立案し、閣議決定を経て公布、施行されることにより指定されるものである。

(2) 都市計画への都市再生特別地区の設定（都市再生特措法第36条の2第2項）

道路管理者は、都市再生特別地区に関する都市計画を定める都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域においては指定都市）から、重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があった際には、次に掲げる事項を検討し、回答すること。

ア 建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下についての上下の範囲は、道路構造令第12条に定める建築限界に、必要に応じて当該道路の維持管理等のために必要となる空間等を考慮したものとし、道路交通又は空間の安全確保に努めること。

イ 市街地における道路空間は、単に通行の場等というにとどまらず、日照、採光、通風等の確保、非常時の避難路、消防活動の場等として重要な機能を有していることから、周辺地域の市街地環境に与える影響を十分に勘案し、良好な市街地環境の確保に努めること。

ウ 都市再生特別地区に関する都市計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には、当該計画を策定した都道府県又は指定都市が主体的に対応すること。また、その場合には、道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があることを、都道府県又は政令都市との間で確認しておくこと。

(3) 道路内の建築制限の特例等（都市再生特措法第36条の3第1項及び第2項）

特定都市道路については、建築基準法第43条第1項第2号に掲げる道路とみなして、建築物の敷地が2メートル以上接しなければならない道路としないこととされた。また、その上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、特措法施行令第9条で定める基準に適合するものであって、建築基準法第2条第1項第35号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、建築基準法第44条第1項

第3号に該当する建築物とみなされることとされた。この認可がなされない以上、道路の上空に建築物は建設できないこととなるので、占用許可に当たっては、当該認可を受けている、又は受けられる蓋然性が高いことを確認すること。

3 占用の場所

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (2) 災害時における緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）以外の道路であること。ただし、道路上へのコンクリート片等の落下を防止するための占用主体による特段の措置その他の緊急輸送道路の機能を確保するため必要な措置が講ぜられる場合であって、緊急輸送道路の指定をした者が当該道路の上空に施設等を設けることについて同意した場合はこの限りではない。
- (3) 施設等の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電車線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとすること。

4 占用施設の構造等

特定都市道路の上空に設ける施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 落下、倒壊、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。特に次に掲げる事項に該当する施設の占用は許可しないこと。
 - ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）
 - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- (2) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (3) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (4) 必要に応じ雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。
- (5) 施設等の側面又は屋上から、人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (6) 施設等の外壁のうち、道路に面した部分に恒久的であると臨時のであるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

5 占用主体

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、施設等の修繕その他の維持管理能力

を具備していると認められる者であること。なお、自らは維持管理能力を持たない者であっても、第三者に施設等の維持管理業務を委託し、それを適切に監督する能力を有している等、施設等の維持管理を適切に行うことが可能であると判断できる場合は、維持管理能力を具備している者と認めることとする。

- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に施設等の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

6 占用の期間

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の期間については、5年以内の範囲で、占用の目的、施設等の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、建築物が老朽化して道路にコンクリート片が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合や、都市計画が変更されたことにより当該施設が計画に適合しなくなった場合等とする。

7 その他

- (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められる用途の施設又はこれらの用途に用いられることが想定される構造の施設等の占用は許可しないこと。
- (2) 施設等の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

8 占用許可条件

占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (2) 施設等の全部又は一部を第三者に賃貸しようとする場合は、事前に道路管理者へ報告すること。
- (3) 施設等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。
- (4) 建築基準法に定める構造耐力等の基準が変更された場合、当該基準を満たすため必要な耐震補強工事等の実施をすること。
- (5) 都市再生特別地区に関する都市計画が変更されたことにより、施設等が当該計画に適合しなくなった場合、占用許可の更新は行わないこと。

9 留意事項

施設が道路の上空と高架下又は地下（高架下及び地下の場合も含む。）に及ぶ場合の各々の取扱いについては、道路の上空部分については本通達、高架下については「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日国道利第17号又は第18号）」、地下については「道路の管理に関する取扱いについて（昭和32年5月29日建設省道発第147号の2）」によることとする。なお、この場合の占用料の徴収

については、道路の上空に設ける施設等の占用料のみを徴収する。

川崎市道路空間活用基本方針（概要版）

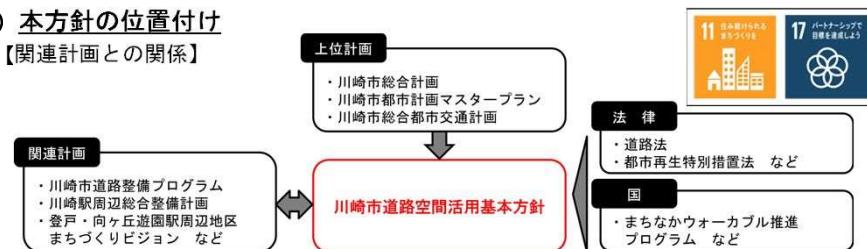
1 川崎市道路空間活用基本方針の策定に向けて

（1）背景・目的

- 近年の少子高齢化の更なる進展や人口減少への転換、生産年齢人口の減少、働き方の多様化など、都市を巡る環境の変化に対応し、まちの賑わいや交流の創出により、地域の活性化を図ることが重要となる中、都市の新たな魅力を創出するための手法の一つとして、公共空間の有効活用が注目されています。
- 公共空間の中で道路は、人やモノの輸送を支える交通機能だけでなく、防災や環境保全、景観の形成、コミュニティの形成など、市街地において重要な役割を果たすとともに、求められるニーズも多様化しており、本市においては、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進し、市制100周年記念プレ事業である「みんなの川崎祭」などのイベントが実施されています。
- 一方、『持続的』な活用については、国において、都市再生特別措置法等の一部改正による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度の新設や、道路法等の一部改正による「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の創設など、様々な制度づくりが進められています。
- こうした背景や取組状況を踏まえ、次の100年を見据え、道路本来の機能にも配慮しながら、更なる道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定します。

（2）本方針の位置付け

【関連計画との関係】



2 道路空間活用の現状

（1）国における道路空間の活用に向けた動向

- 都市における道路空間活用の高まりを踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、平成23年度に都市再生特別措置法の一部を改正する法律等が施行、道路空間を活用して、まちの賑わい創出等に資するための道路占用許可の特例制度を創設
- また、令和2年度に施行された道路法等の一部を改正する法律により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設され、「歩行者利便増進道路」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とすることなどを規定

○都市再生特別措置法による特例占用

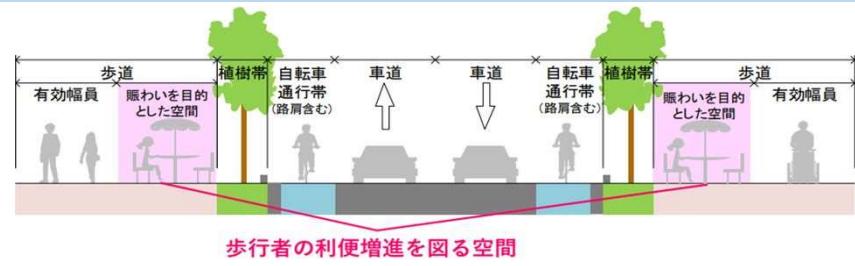
【概要】

- 都市再生整備計画に位置付けられた区域内において、道路管理者が指定した区域に設けられるまちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、道路占用許可基準（無余地性※）を緩和する制度（平成23年10月20日施行）※道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合のこと

○歩行者利便増進道路（ほこみち）

【概要】

- 道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置に係る道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度（令和2年11月25日施行）



歩行者の利便増進を図る空間
歩行者の利便増進のための構造イメージ 国土交通省資料より抜粋

（2）本市における道路空間の一時的活用

○道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドラインについて

【概要】

- 道路空間を活用し、地域の活性化や都市における賑わいの創出を図るために、道路をイベントの活用の場として利用できるよう、道路占用を弾力的に認めるガイドラインを策定（平成28年4月1日施行）

【占用の対象となる物件】

- テント、パラソル、ステージ、イス、電飾、フラワー・ポット、フェンス、コーン、ベンチ、のぼり旗、看板、案内板等

- 本市においては、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用し、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進しています。

○川崎駅周辺地区的取組

みんなの川崎祭（令和5年11月5日（日）開催 来場者約40,000人）

- 市制100周年記念プレ事業として、市役所通りの車道を活用し、ウォーカブルなまちを体験するイベント「みんなの川崎祭」を令和5年11月に開催

【実施内容】

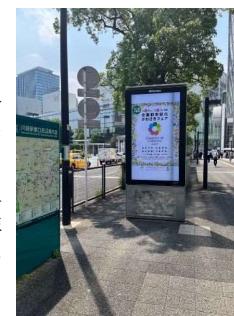
- ダンスやアートなど、川崎のスポーツ・文化を体感できるセンターステージの設置
- 川崎ローカルフードなどによる飲食ブースや休憩スペースの設置など



(3) 本市における道路空間の持続的活用

○川崎駅周辺地区の取組

- 川崎駅周辺地区では、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域内に滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を指定
- 駅周辺の通りや広場等の良好な景観形成を図るとともに、広告料収入をマナー向上や賑わいの創出に係る経費に充当することで地域の活性化を図ることを目的に、川崎駅東口駅前広場等を特例道路占用区域に指定し、広告塔を設置（都市再生特別措置法による特例占用）



廣告塔（川崎駅東口）

○登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の取組

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、目指すまちの将来像等を多様なステークホルダーと共有し、それぞれが連携して地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、令和3年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の公共空間利活用促進プロジェクトとして実施されている「登戸・遊園こうしん中（ちゅう）」において、道路などの公共空間の持続的活用に向けて、人々が憩い、交流する場として活用する取組を推進



登戸・遊園こうしん中（道路空間利活用社会実験）

（4）今後の取組に向けて

- これまでの道路空間を一時的に活用した取組では、多くの来場者が訪れるにより、賑わいが創出され、居心地が良く、人ととの出会いや交流・活動の場となる空間が形成されてきました。
- また、取組を通じて、安全で快適性の高い空間や、憩いのスペースなどの滞在空間を日常的に求められる声が多くありました。
- 一方で、道路空間の活用にあたっては、沿道や道路利用者等への影響を考慮し、事前の広報など十分に配慮した上で、地域の理解や合意形成を得ることが必要です。
- また、こうした取組を継続していくためには、多様な主体と連携した体制づくりが重要です。
- このため、次の100年を見据えながら、『一時的』『持続的』いずれの道路空間活用も推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、今後の取組を進める上での考え方について、基本方針として整理します。

3 道路空間活用基本方針

- 今后の目指すべき道路空間の活用に向け、次の100年を見据えながら、これまで進めてきた『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も、更に推し進めていくため、理念と基本方針を次に定めます。

（1）理念

道路空間を活用することにより、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進する。

（2）基本方針

地域性を活かした官民連携による安全・快適な道路空間の活用を推進する。

4 道路空間活用の方向性

基本方針を実現するためのポイントごとに方向性を整理します。

（1）安全で快適な歩行者中心の空間の創出

○周辺と調和した歩行者中心の道路空間の形成

- 道路利用者等へ配慮しながら、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間を創出します。

○居心地が良く歩いて楽しめる道路空間の形成

- 道路空間の活用にあたっては、憩いのスペースの設置や道路維持管理への協力などにより、居心地が良い空間づくりを推進します。

○立看板等の不法占用解消への対応や道路占用に係る条例等の改正

- 継続した不法占用の予防と早期発見に向けた取組を推進します。
- 食事施設などの占用物件を設置することで、まちの賑わいや交流の場を創出する取組につなげ、持続的な活用を推進するため、川崎市道路占用料徴収条例及び道路占用許可基準等を改正します。

（2）地域性を活かした道路空間の活用

○地域性に応じた取組の推進

- 沿道施設、周辺環境など、地域性を活かした『一時的』『持続的』な活用に向けた取組を推進します。特に拠点駅周辺については、民間活力を活用した取組が期待されるため、持続的な道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、地域価値の向上を図ります。

○まちづくりに関する計画や方針等との整合

- 持続的な活用にあたり、将来のビジョンづくりを地域と行政が協働で進めるなど、目指す未来を広く市民と共有し、まちづくりに関する計画等との整合を図りながら進める必要があります。

○地域課題の解決に資する取組の推進

- 地域課題の解決や道路空間活用の新たな価値につなげるため、地域ニーズ等を踏まえ、様々な分野と連携した取組を推進します。

（3）官民連携による取組の推進

○地域との合意形成

- 活用主体が道路管理者や交通管理者と必要な協議を行うとともに、地元関係者とも調整を行うことで、地域との合意形成を図る必要があります。

○持続的な活用主体の確保

- 多様な主体との連携により課題整理を行うなど、段階的に進めながら持続可能で自立した取組につなげていくことが重要であり、官民が連携して取り組む必要があります。

5 道路空間活用の着実な推進に向けて

- まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化に向けて、道路空間の持続的な活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」等の改正に向けた取組を進めます。
- 令和7年度中 川崎市道路占用料徴収条例の改正、道路占用許可基準等の改正